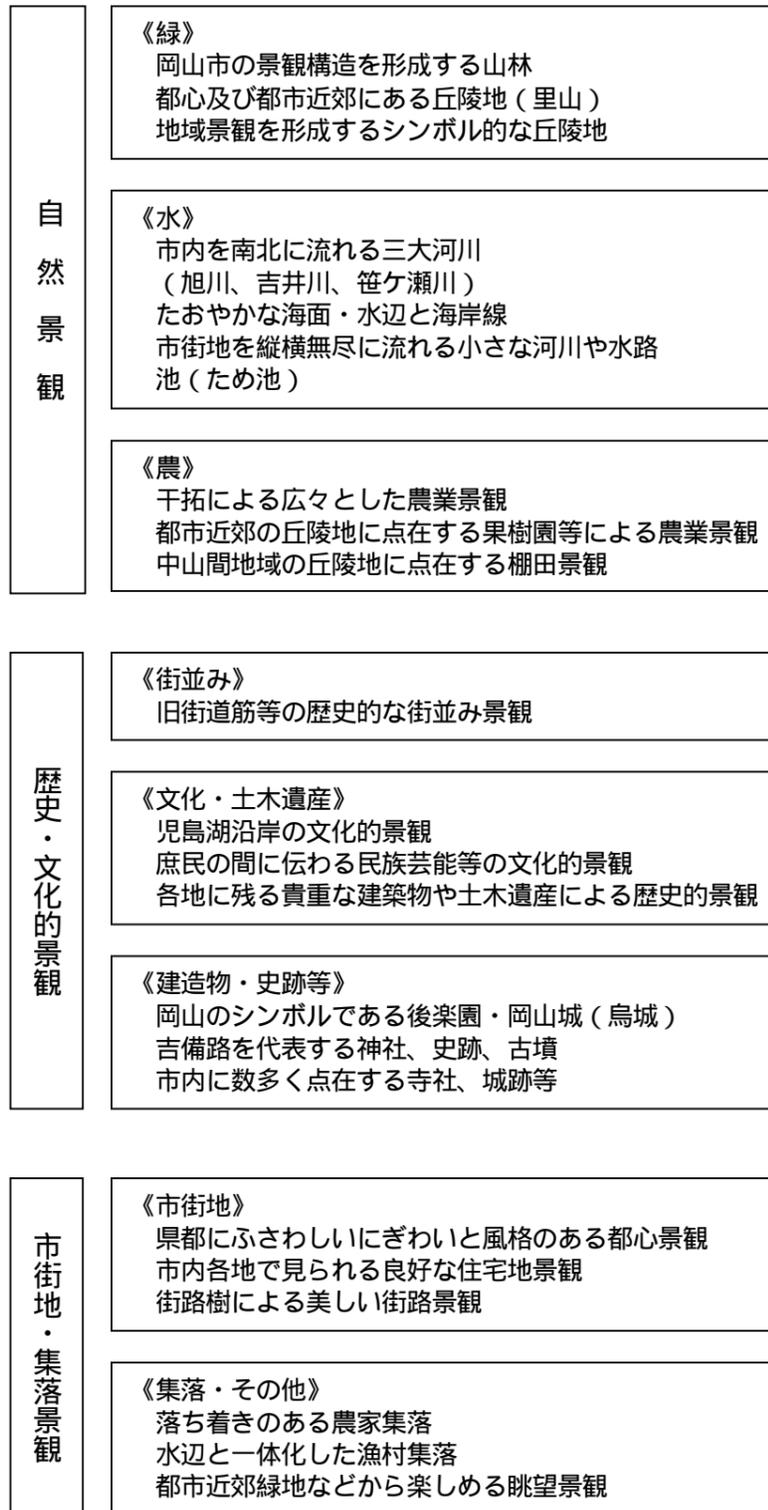


第1章 景観づくりの基本的な考え方

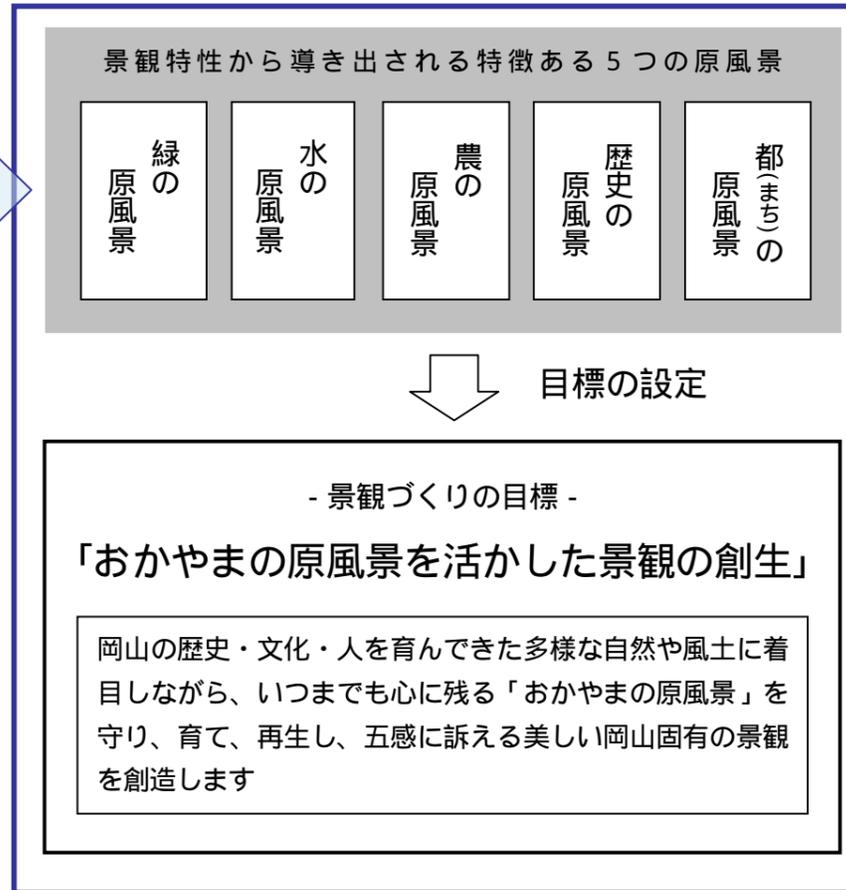
1. 岡山市の景観特性

- 魅力ある景観資源が豊富 -



2. 景観づくりの目標

- 目指すべき目標を設定します -



《「原風景」「活かす」「創生」の意味》

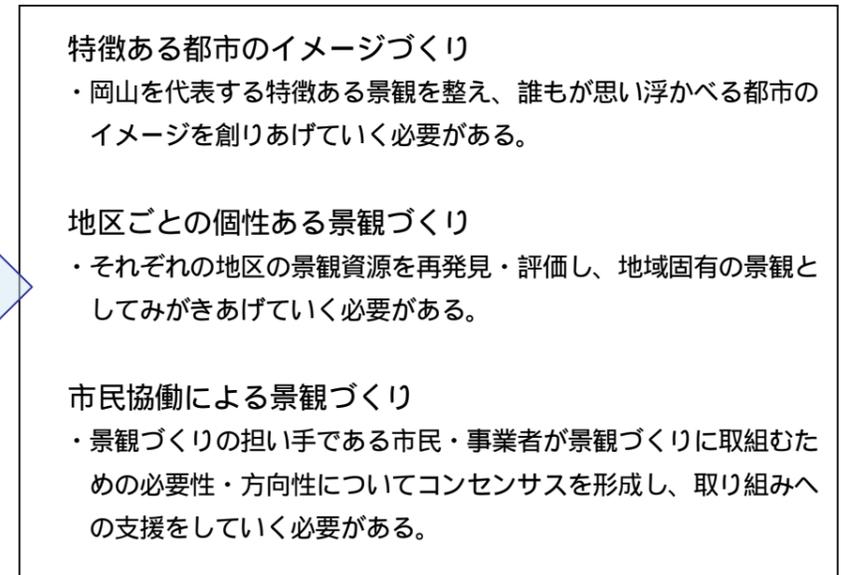
「原風景」とは
おかやまの風土に生まれ、長い時間をかけて形成された五感に響く心地よい風景であり、岡山市民が愛着と親しみをもって未来へ引継ぎたいと願う岡山固有の風景です。
特に都（まち）の原風景とは、多世代の営みの中で創られた活気に満ちた空間であり、風景の重要な要素です。

「活かす」とは
魅力ある景観づくりにおいて、おかやまの特徴ある5つの原風景の要素を巧みに取り入れることです。

「創生」とは
これまで先人によって創り出され育てられた景観を受け継ぎつつ、未来への贈り物として今の時代にふさわしい魅力ある景観を創り出していくこと（創生）が岡山市民に課せられた役割であるという認識から、未来に向けた取り組み姿勢を「創生」というキーワードで示しています。

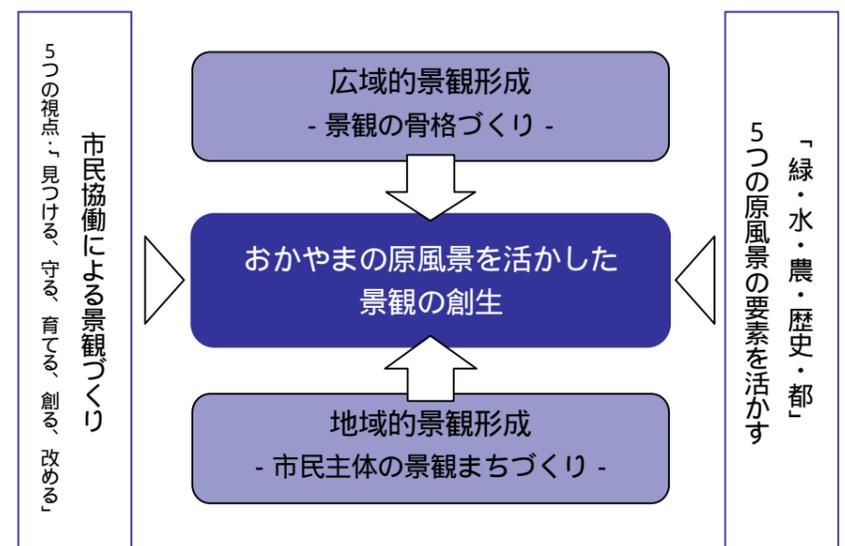
3. 景観づくりの課題

- 「おかやまの原風景を活かした景観の創生」に向けて課題を設定します -



4. 景観づくりの基本方向

岡山市の景観づくりは、広域的景観形成と地域的景観形成の両面から取り組みます。



第2章 景観形成の方針

1. 広域的景観形成の方針

だれもがイメージできる景観の骨格づくり
 - 景観の骨格をなす山、川、道路、都心の方針を示す -
 緑と水の骨格を際立たせる

岡山の景観を育んできた山林の緑を保全する。
 周辺4山近郊5山のシンボル景観を保全する。
 旭川・吉井川・笹ヶ瀬川の水辺空間を保全・活用する。

都市活動の「核」と「軸」の演出

都心地区では、風格とにぎわいを備えた魅力ある都市景観を形成する。
 幹線道路沿道では、個性と魅力ある沿道景観を形成する。

景域の特性を活かした景観づくり

- 5つの原風景の要素から市域を5つの景観ゾーンに区分し方針を示す -

自然ゾーン

緑や水の自然景観を良好に保ちながら、市民の身近なやすらぎや潤いの場としてふさわしい景観づくりを目指す。

田園ゾーン

広がりのある農地・歴史的な街並みや文化財・農家集落・里山の緑によって構成される景観の特徴を守り、地区の特性や資源を活かした個性豊かな景観づくりを目指す。

干拓ゾーン

干拓地の広大なスケールの農業景観を守りながら、水路、河川や人の営みと調和した景観づくりを目指す。

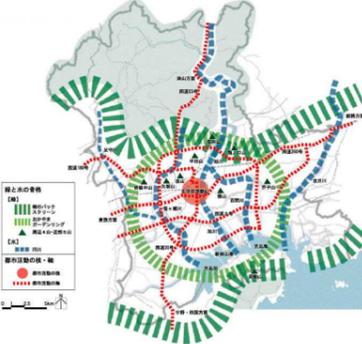
市街地ゾーン

岡山市の顔となる都心地区において、中四国の拠点都市にふさわしい活気と風格のみなざる都市の景観づくりを目指す。
 市街地においては、市民がいきいきと暮らせる生活空間にふさわしい景観づくりを目指す。

児島湾水辺ゾーン

海辺や背景の山並み、海からの眺望を活かして市民に身近な水辺・水際の景観づくりを目指す。

景観の骨格づくりの方針図



景観ゾーン区分図



2. 地域的景観形成の方針

景観資源を活かした景観まちづくり
 - 市民主体による地域レベルからの景観形成 -

五つの原風景を活かした地域的景観形成の方針

・景観ゾーンごとの代表的な地区を取り上げ、景観資源の活用事例を示す。

第3章 景観形成の取組み

1. 広域的景観形成の取組み

景観の骨格づくりと景域特性を活かした景観づくりとを有機的に連携させます。

緑と水の骨格づくり

・岡山の三大河川（旭川、吉井川、笹ヶ瀬川）等における親水空間の整備や周辺4山近郊5山などの緑地保全により景観の骨格を形成します。

都心における街並み景観づくり

・都心の主要街路沿いにおける建築物や屋外広告物、緑化などの規制誘導により、都心軸にふさわしい風格と統一感ある景観を形成します。

後楽園の背景保全

・後楽園内からの借景・近景の眺望景観を保全し、中景・遠景の良好な眺望景観を形成します。

都市活動軸における街路景観づくり

・幹線道路沿道の建物や屋外広告物等、緑化などの規制誘導により、都市活動の軸にふさわしい沿道景観を創出し、都市のイメージの明確化・向上を図ります。

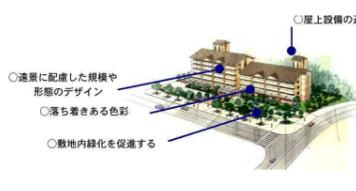
大規模行為の規制誘導

・一定規模以上の建築、開発などの行為について、「原風景」を活かし、地域特性に調和した景観を創出するよう規制誘導を行います。

水の景観の骨格づくりのイメージ



一定規模以上の建築物の誘導イメージ



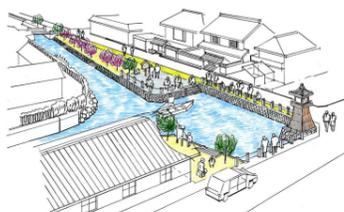
2. 地域的景観形成の取組み

住民・事業者が地域の景観資源を掘り起こし、みがき育て、景観的な価値を高め、いきいきと暮らせる生活空間の形成を目指します

モデル地区の景観形成（街なみ環境整備事業等の活用）

庭瀬・撫川地区、西大寺観音院周辺地区、出石町地区

旧庭瀬港整備イメージ



地域的景観形成の取組み



第4章 景観形成の実現に向けて

1. 景観形成の施策

- 景観形成の方針を実現化、具体化するための施策 -

景観形成施策の3つの柱

規制誘導による景観形成
 公共事業による景観形成
 市民活動による景観形成

2. 景観施策の実施方針

景観形成の実施方針

良好な景観を形成していくため、「規制誘導による景観形成」、「公共事業による景観形成」、「市民活動による景観形成」の方向から、それぞれの施策間の連携を保ちながら総合的に進めていきます。
 景観施策の実施は、景観法による景観計画の決定を中心に、緊急かつ効果的な施策から先行的に取り組んでいきます。次に示す取組みは、景観形成の要となる施策であり、重点的に短期・中期で実施します。

< 主要な取組み（案） >

- 短・中期で実施する重点的な景観施策 -

< 施策の3つの柱 >

規制誘導による景観形成

景観計画の決定（景観法8条）

景観形成ガイドライン

景観条例の制定

屋外広告物許可基準の改正

公共事業による景観形成

街なみ環境整備事業

その他景観整備事業

市民活動による景観形成

景観まちづくり協定

シンポジウム、景観まちづくり賞

おかやまの原風景100選